

○厚生労働大臣が定める者

対 象 品 目	厚生労働大臣が定める者(平成27年厚生労働省第94号告示第31号)のイ	左に該当する基本調査の結果
①車いす 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	—
②特殊寝台 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
③床ずれ防止用具	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
④体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
⑤認知症老人徘徊探知機	次のいずれにも該当する者	
	(一)意思の伝達・介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. できる」以外
		基本調査3-2~3-7 のいずれか「2. できない」
		基本調査3-8~4-15のいずれか「1. ない」以外 主治医意見書に認知症の症状がある旨記載されている
(二)移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外	
⑥移動用リフト	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	—
⑦自動排泄処理装置	次のいずれかに該当する者	
	(一)排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	(二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」

※①(二)及び⑥(三)については該当する認定調査項目がないため、主治医へ照会依頼を行ってください。